

議第34号

呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

呉市地方卸売市場業務条例（平成19年呉市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（卸売物品の買受人の明示及び引取り） 第47条 略 2・3 略 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格にその8パーセントに相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>	<p>（卸売物品の買受人の明示及び引取り） 第47条 略 2・3 略 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格にその8パーセント <u>（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、10パーセント）</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>
<p>（仕切り及び送金） 第54条 略 2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。 (1) 略 (2) 単価に数量を乗じて得た額及びその8パーセントに相当する額並びにこれらの合計額 (3)～(5) 略 (買受代金の即時支払義務)</p>	<p>（仕切り及び送金） 第54条 略 2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。 (1) 略 (2) 単価に数量を乗じて得た額及びその8パーセント <u>（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）</u>に相当する額並びにこれらの合計額 (3)～(5) 略 (買受代金の即時支払義務)</p>
<p>第58条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、当該特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金</p>	<p>第58条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、当該特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金</p>

(買受額にその８パーセントに相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2・3 略

別表 (第68条関係)

種別		金額
卸売業者市場使用料		その月の卸売金額の1,000分の3に相当する額に卸売場面積1平方メートルにつき月額 <u>173円</u> を加えた額
青果部低温卸売場施設使用料		1平方メートルにつき月額 <u>2,543円</u>
仲卸業者市場使用料		第48条第2項ただし書の許可を受けて買入れた物品のその月の販売金額の1,000分の3に相当する額に仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 <u>1,404円</u> を加えた額
関連事業者市場使用料	関連商品売場	1平方メートルにつき月額 <u>1,070円</u>
	金融機関	1平方メートルにつき月額 <u>1,058円</u>
	その他	1平方メートルにつき月額 <u>1,221円</u>
関係業者事務所使用料		1平方メートルにつき月額 <u>1,070円</u>
精算事務所使用料		1平方メートルにつき月額 <u>1,070円</u>
その他事務所使用料		1平方メートルにつき月額 <u>1,145円</u>
倉庫使用料		1平方メートルにつき月額 <u>854円</u>
加工施設使用料		1平方メートルにつき月額 <u>746円</u>
水産1号冷蔵庫使用料		一式月額 <u>1,382,781円</u>
水産2号冷蔵庫使用料		一式月額 <u>1,197,540円</u>
水産製氷庫使用料		一式月額 <u>913,477円</u>
生けす用給排水設備使用料		一式月額 <u>76,812円</u>
会議	大会議室	1回(3時間以内)に

(買受額にその８パーセント(軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント)に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2・3 略

別表 (第68条関係)

種別		金額
卸売業者市場使用料		その月の卸売金額の1,000分の3に相当する額に卸売場面積1平方メートルにつき月額 <u>176円</u> を加えた額
青果部低温卸売場施設使用料		1平方メートルにつき月額 <u>2,590円</u>
仲卸業者市場使用料		第48条第2項ただし書の許可を受けて買入れた物品のその月の販売金額の1,000分の3に相当する額に仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 <u>1,430円</u> を加えた額
関連事業者市場使用料	関連商品売場	1平方メートルにつき月額 <u>1,089円</u>
	金融機関	1平方メートルにつき月額 <u>1,077円</u>
	その他	1平方メートルにつき月額 <u>1,243円</u>
関係業者事務所使用料		1平方メートルにつき月額 <u>1,089円</u>
精算事務所使用料		1平方メートルにつき月額 <u>1,089円</u>
その他事務所使用料		1平方メートルにつき月額 <u>1,166円</u>
倉庫使用料		1平方メートルにつき月額 <u>869円</u>
加工施設使用料		1平方メートルにつき月額 <u>759円</u>
水産1号冷蔵庫使用料		一式月額 <u>1,408,388円</u>
水産2号冷蔵庫使用料		一式月額 <u>1,219,716円</u>
水産製氷庫使用料		一式月額 <u>930,393円</u>
生けす用給排水設備使用料		一式月額 <u>78,234円</u>
会議	大会議室	1回(3時間以内)に

室使 用料		つき <u>1,080円</u>	室使 用料		つき <u>1,100円</u>
	小会議室	1回（3時間以内）に つき <u>864円</u>		小会議室	1回（3時間以内）に つき <u>880円</u>

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。